

令和4年給与に関する報告及び勧告の概要

本年の給与勧告の特徴

月例給、特別給（ボーナス）ともにプラス改定

- ・民間給与との較差 866円（0.22%）を埋めるため、給料表を改定
- ・特別給（ボーナス）の年間の支給割合を0.1月分引上げ（年間4.30月→4.40月）

※ 月例給、特別給ともに増額の勧告を行ったのは平成30年以来4年ぶり（月例給の増額勧告は令和元年以来3年ぶり、特別給の増額勧告は平成30年以来4年ぶり）

1 公民比較

(1) 月例給

民間給与	職員給与	公民較差
387,932円	387,066円	866円（0.22%）

（令和4年4月分給与を比較）

※ 市内民間事業所の調査対象は、291事業所（市内1,384事業所から無作為抽出）
本市職員と民間の事務・技術関係の職務に従事する者について、給与を比較
[昨年の公民較差 △62円（△0.02%）]

(2) 特別給（ボーナス）

民間の年間支給割合 4.41月（本市現行：4.30月）

※ 昨年8月から本年7月までに支給された特別給で算出
[昨年の民間の年間支給割合 4.32月（本市：4.45月）]

2 給与報告・勧告の内容

(1) 月例給の改定内容

給料表を改定すること。行政事務の職に採用される新規学卒者に対して適用する初任給については、大学卒は5,000円、高校卒及び短大卒は6,000円引き上げる。

その他、20歳台の職員に重点を置きつつ、若年層について所要の改定を行う。

(2) 特別給の改定内容

期末・勤勉手当の支給月数を年間で0.1月分引き上げ、4.40月とすること。
引上げ分は、勤勉手当に配分すること。

※ 支給月数は0.05月単位としており、小数点以下第2位を二捨三入、七捨八入して算出

ア 一般の職員の支給割合（月数）

		6月期	12月期	合計
令和4年度	期末手当	1.225（支給済み）	1.225	4.40 （現行4.30）
	勤勉手当	0.925（支給済み）	1.025 （現行0.925）	
令和5年度	期末手当	1.225	1.225	4.40
	勤勉手当	0.975	0.975	

イ 管理職員の支給割合（月数）

		6月期	12月期	合計
令和4年度	期末手当	1.025（支給済み）	1.025	4.40 （現行4.30）
	勤勉手当	1.125（支給済み）	1.225 （現行1.125）	
令和5年度	期末手当	1.025	1.025	4.40
	勤勉手当	1.175	1.175	

(3) 実施時期

月例給の改定：令和4年4月1日から実施

特別給の改定：この勧告を実施するための条例の公布の日から実施

裏面あり

3 人事給与制度等に関する報告の内容

(1) 心身ともに健康で働きやすい職場づくり

ア 長時間労働の是正・過重労働の防止

業務分担や事務事業の見直し、機動的かつ効率的な組織体制の構築、応援体制の確保、業務量に応じた人員の適正な配置等に取り組むことが求められる。

イ 職員の健康の確保

様々なケアを充実させるとともに、職場環境改善の積極的な取組により、快適で働きやすい職場の実現を図ることが肝要である。

ウ ハラスメントの防止

組織全体で、発生防止に向けた取組等を推進することが重要である。

(2) 柔軟な働き方が可能な職場づくり

ア 柔軟な働き方を可能とする基盤づくり

多様な人材が能力を発揮できる職場環境を向上させる上で、テレワークを行うための環境面の整備に取り組むこと等が重要である。

イ 男性職員の家庭生活への参画の促進

育児休業等の取得促進は、男女間におけるケア労働の偏りの解消や、男女共同参画の推進の観点から、引き続き、積極的に進めていくことが重要である。

(3) 全ての職員が持てる力を発揮できる職場づくり

ア 女性職員の活躍推進

女性管理職を増やすことや、政策決定場面へ参画することが多いポストに積極的に女性を配置するといった取組等を幅広く議論することが重要である。

イ 障害のある職員の活躍推進

障害のある職員が従事しうる業務の幅を広げることや、定着率の把握等を通して、より働きやすい環境を整備すること等が重要である。

ウ 高齢層職員が能力を発揮できる職場づくり

高齢層職員が培った知見を生かし、引き続き、働きがいをもって働くことができるように様々な取組を進めていくことが重要である。

(4) 人材の確保及び育成

ア 人材の確保

多様な人材確保のための試験制度の構築や広報活動等に取り組んでいく。

イ 人材の育成・自律的かつ多様なキャリア形成への支援

組織全体で継続的な人材育成に取り組んでいくことや、多様なキャリア形成を支援していくことが重要である。

(5) 市民からの信頼確保

不祥事等の発生及び再発の防止に向けた不断の取組を行うことが重要である。

【参考 1】 勧告どおり改定が実施された場合の行政職員の平均年収額

現行	改定後	増減	平均年齢
619万9千円	625万円	5万1千円	40.5歳

(令和4年4月から令和5年3月までの年収額)

<影響額>行政職員、消防職員、教育職員及び医療職員 約17億円 [33,364人]

【参考 2】 最近の給与勧告の状況

	月例給 公民較差		特別給 (ボーナス)		平均年間給与 増減額(行政職員)
			年間支給月数	対前年比増減	
平成24年	△ 317円	(△0.08%)	4.00月	—	△ 4千円
25年	※ △ 95円	(△0.02%)	4.00月	—	—
26年	903円	(0.23%)	4.15月	0.15月	7万1千円
27年	1,072円	(0.27%)	4.25月	0.10月	5万5千円
28年	455円	(0.12%)	4.35月	0.10月	4万4千円
29年	※ 91円	(0.02%)	4.45月	0.10月	3万7千円
30年	634円	(0.16%)	4.50月	0.05月	2万9千円
令和元年	257円	(0.07%)	4.50月	—	4千円
2年	※ △ 140円	(△0.04%)	4.45月	△0.05月	△ 1万9千円
3年	※ △ 62円	(△0.02%)	4.30月	△0.15月	△ 5万6千円
4年	866円	(0.22%)	4.40月	0.10月	5万1千円

※ 平成25年、平成29年、令和2年及び令和3年は月例給の改定なし